

返戻金制度について

※基本契約書より抜粋

第5条（採用決定者の退職）

採用決定者が勤務開始日以後、6ヶ月以内に甲との雇用契約を終了した場合、乙は第3条に基づき支払われた紹介手数料のうち、下記の通り甲に返還するものとする。但し、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合は、返還の適用を除外するものとする。

1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 100%

3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 50%

6ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 25%

6ヶ月経過後に雇用契約を終了した場合 0%

以上